

医道審議会に設置された 分科会の活動状況について

- 医道分科会 P 1
- 医師分科会 P 4
- 歯科医師分科会 P 6
- 保健師助産師看護師分科会 P 8
- 理学療法士作業療法士分科会 P 10
- 薬剤師分科会 P 11
- 死体解剖資格審査分科会 P 12

医道審議会医道分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

医師法（昭和23年法律第201号）第7条第4項及び第24条の2第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第4項及び第23条の2第2項並びに医療法（昭和23年法律第205号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

(1) 医道分科会

I. 平成19年9月27日（木）午後1時～午後7時45分

場 所：厚生労働省専用第21会議室（中央合同庁舎第5号館17階）

医師68名、歯科医師20名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師58名、歯科医師19名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

II. 平成20年2月22日（金）午前11時～午後3時20分

場 所：厚生労働省専用第21会議室（中央合同庁舎第5号館17階）

医師26名、歯科医師19名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師20名、歯科医師14名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

III. 平成20年9月25日（木）午前10時～午後2時20分

場 所：厚生労働省専用第22会議室（中央合同庁舎第5号館18階）

医師40名、歯科医師29名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師32名、歯科医師25名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

IV. 平成21年2月23日（月）午前9時30分～午後2時20分

場 所：厚生労働省専用第18～20会議室（中央合同庁舎第5号館17階）

医師35名、歯科医師26名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師28名、歯科医師19名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(2) 診療科名標榜部会

- I. 平成19年5月21日(月)午後1時～午後3時
場 所：財団法人都道府県会館101大会議室
議 題：診療科名に関する件について
- II. 平成19年6月11日(月)午後4時～午後6時
場 所：厚生労働省共用第8会議室(中央合同庁舎第5号館6階)
議 題：診療科名に関する件について
- III. 平成19年9月21日(金)午後3時～午後4時30分
場 所：厚生労働省省議室(中央合同庁舎第5号館9階)
標榜診療科名の表記方法の見直しに関する件について諮問がなされ、審議の結果、
了承する旨の答申がなされた。
- IV. 平成19年12月7日(金)午後3時30分～午後5時
場 所：都道府県会館402会議室
議 題：総合科について
- V. 平成20年2月13日(水)午後1時30分～午後3時30分
場 所：法曹会館高砂の間
議 題：総合科・総合医に関するヒアリング

(3) 麻酔科標榜資格審査部会

- I. 平成19年3月28日(水)午後2時～午後4時
場 所：厚生労働省専用第10会議室
医師77名の麻酔科標榜の許可について諮問がなされ、審議の結果、医師67名に
対して許可して差し支えない旨の答申がなされた。
- II. 平成19年6月27日(水)午後2時～午後4時
場 所：厚生労働省専用第12会議室
医師100名の麻酔科標榜の許可について諮問がなされ、審議の結果、医師83名
に対して許可して差し支えない旨の答申がなされた。
- III. 平成19年12月12日(水)午後2時～午後4時

場 所： 都道府県会館407会議室

医師89名の麻酔科標榜の許可について諮問がなされ、審議の結果、医師76名に対して許可して差し支えない旨の答申がなされた。

IV. 平成20年3月26日（水）午後2時～午後4時

場 所： 厚生労働省専用第12会議室（中央合同庁舎第5号館5階）

医師190名の麻酔科標榜の許可について諮問がなされ、審議の結果、医師173名に対して許可して差し支えない旨の答申がなされた。

V. 平成20年6月25日（水）午後2時～午後4時

場 所： 虎ノ門パルホテル「さつき」

医師193名の麻酔科標榜の許可について諮問がなされ、審議の結果、医師177名に対して許可して差し支えない旨の答申がなされた。

VI. 平成20年9月24日（水）午後2時～午後4時

場 所： 厚生労働省共用第9会議室（中央合同庁舎第5号館18階）

医師117名の麻酔科標榜の許可について諮問がなされ、審議の結果、医師109名に対して許可して差し支えない旨の答申がなされた。

医道審議会医師分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

医師法第10条第2項及び第16条の2第3項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

(1) 医師分科会

平成20年3月に第102回医師国家試験の合否決定、医師国家試験予備試験の方針決定を行った。

平成20年4月に第103回医師国家試験の方針決定、視覚障害者に対する特例受験及び予備試験科目の改定を行った。

(2) 医師臨床研修部会

平成18年12月から医師臨床研修部会において、臨床研修制度について所要の検討を行い、平成19年12月に報告書を取りまとめた。この報告書に沿って、平成20年3月に関係法令の改正を行った。

平成20年7月に臨床研修の指定について審議を行い、平成20年9月に意見書の提出を行った。

平成21年2月に「臨床研修制度のあり方等に関する検討会」での意見がとりまとめられたのを踏まえ、平成21年2月及び3月に研修部会を開催し、臨床研修制度の具体的な運用について検討を行った。

この見直しは、平成22年度から研修を開始する研修医から適用できるよう検討を行っている。

(3) 医師国家試験K・V部会

平成20年3月に第102回医師国家試験の問題の妥当性について検証し、検討の結果5問について採点除外等の取り扱いとすることを意見具申した。

(4) 医師国家試験事後評価部会

現在事案がないため活動休止中である。

(5) 医師国家試験改善検討部会

平成18年8月に医師国家試験改善検討部会を設置し、現行の医師国家試験を評価するとともに、中長期的課題（受験回数の制限等）など、医師国家試験の改善事項について検討を行い、平成19年3月に意見を取りまとめ医道審議会医師分科会に報告した。

(6) 医師国家試験出題基準改定部会

医師国家試験改善検討部会の報告書を受け、平成19年6月から医師国家試験出題基準改定部会を設置し、出題基準（ガイドライン）と医師国家試験設計表（ブループリント）の改定作業を行い平成20年4月に取りまとめた。第103回医師国家試験から当該出題基準に準拠することとした。

(7) 医師臨床研修検討部会

平成13年4月に医師臨床研修検討部会を設置し、平成16年4月より必修化された医師臨床研修制度の運用に関して検討を行い、平成14年5月に意見具申を行った。

医師の臨床研修制度については、医師臨床研修部会で検討を行っているため、活動休止中である。

(8) 精神保健指定医資格審査部会

平成20年6月に精神保健指定医指定申請に係るケースレポートの審査を行い、12月に精神保健指定医の行政処分及び精神保健指定医指定申請に係るケースレポートの審査を行った。

医道審議会歯科医師分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

歯科医師法第10条第2項及び第16条の2第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

(1) 歯科医師分科会

平成20年3月に第101回歯科医師国家試験の合否決定、歯科医師国家試験予備試験の方針決定及び予備試験科目の改定を行った。

平成20年4月に第102回歯科医師国家試験の方針決定を行った。

(2) 歯科医師臨床研修部会

平成17年7月に、平成18年4月から必修化された新歯科医師臨床研修制度における大学病院での臨床研修の実施方法につき意見具申した。

平成18年3月に、新歯科医師臨床研修制度の評価基準に関して意見具申した。

平成18年10月に、臨床研修施設の指定基準及び事務手続き等に関して実情を踏まえた審議を行い、意見具申した。

平成21年2月に、平成17年に制定された歯科医師臨床研修に関する省令に定められた制度の見直し規定に関して、所要の検討を行い意見具申した。

また、歯科医師臨床研修が必修化された平成18年度からは、年に2～3回、臨床研修施設の指定等に関して審議を行っている。

(3) 歯科医師国家試験K・V部会

平成20年3月に第101回歯科医師国家試験の問題の妥当性について検証し、検討の結果5問について採点除外等の取り扱いとすることを意見具申した。

(4) 歯科医師国家試験事後評価部会

現在事案がないため活動休止中である。

(5) 歯科医師国家試験制度改善検討部会

平成18年12月に歯科医師国家試験改善検討部会を設置し、現行の歯科医師国家

試験を評価するとともに、中長期的課題（技術能力の評価等）など、歯科医師国家試験の改善事項について検討を行い、平成19年12月に意見を取りまとめ医道審議会歯科医師分科会に報告した。

(6) 歯科医師国家試験出題基準改定部会

歯科医師国家試験改善検討部会の報告書を受け、平成20年4月から歯科医師国家試験出題基準改定部会を設置し、平成22年（第103回）試験までの運用を目指して、出題基準（ガイドライン）と歯科医師国家試験設計表（ブループリント）の改定作業を行っている。

(7) 歯科医師臨床研修検討部会

平成16年8月に歯科医師臨床研修検討部会を設置し、平成16年3月に公表された「歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会」報告書をもとに、平成18年4月より必修化された新たな歯科医師臨床研修制度の運用に関して検討を行い、平成16年9月に意見具申を行った。

現在、事案がないため活動休止中である。

医道審議会保健師助産師看護師分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

(1) 保健師助産師看護師分科会

平成20年3月に保健師助産師看護師国家試験制度改善部会の報告、第94回保健師、第91回助産師及び第97回看護師国家試験国家試験の合否決定を行った。

平成20年4月に保健師助産師看護師国家試験の評価及び翌年の方針決定を行った。

(2) 看護師等確保基本指針検討部会

現在事案がないため活動休止中である。

(3) 看護倫理部会

I. 平成20年3月6日（木）10:00～12:00

場 所：厚生労働省共用第6会議室（中央合同庁舎第5号館2階）

保健師及び看護師10名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、保健師及び看護師8名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

II. 平成21年1月28日（水）13:30～16:30

場 所：厚生労働省専用第21会議室（中央合同庁舎第5号館17階）

保健師及び看護師19名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、保健師及び看護師16名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(4) 保健師助産師看護師国家試験K・V部会

平成20年3月に第94回保健師、第91回助産師及び第97回看護師国家試験の問題内容の妥当性について検証し、検討の結果保健師1問、助産師1問、看護師1問について採点除外等の取り扱いとすることを意見具申した。

(5) 保健師助産師看護師国家試験事後評価部会

現在事案がないため活動休止中である。

(6) 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会

平成19年9月に保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会を設置し、少子高齢化の急速な進展や医療技術の高度化等の状況を踏まえ、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について検討を行い、必修問題の増、多様な出題形式の導入、試験問題のプール制の推進等について平成20年3月に意見を取りまとめ保健師助産師看護師分科会に報告した。

(7) 保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会

平成20年7月に保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を設置し、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、保健師、助産師及び看護師として必要な知識及び技能として適切な範囲及び水準を明確に示したものであり、近年の医療や看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要さが増していると考えられる教育内容に関する項目の精選と充実等について、平成21年1月にまとめた。

医道審議会理学療法士作業療法士分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

(1) 理学療法士作業療法士分科会

平成20年3月に第43回理学療法士作業療法士国家試験の合否決定を行った。

平成20年6月に第44回理学療法士作業療法士国家試験の方針決定を行った。

(2) 理学療法士作業療法士倫理部会

現時点で事案がないため開催していない。

(3) 理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会

平成19年4月に理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会を設置し、出題基準（ガイドライン）の改定作業を行い平成20年4月に取りまとめた。第45回理学療法士作業療法士国家試験から当該出題基準に準拠することとした。

医道審議会薬剤師分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

(1) 薬剤師分科会

薬剤師の行政処分及び薬剤師国家試験の実施にあたっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴くこととされている。

○平成20年11月13日

- 1) 薬剤師分科会の所掌事務及び部会の設置
- 2) 第94回薬剤師国家試験について
- 3) その他

(2) 薬剤師倫理部会

薬剤師の行政処分に係る審議を行うために設置。

(3) 薬剤師国家試験K・V部会

薬剤師国家試験の内容の妥当性の確認を行うために設置。3月に開催予定。

(4) 薬剤師国家試験事後評価部会

薬剤師国家試験の評価を行うために設置。

(5) 薬剤師国家試験制度改善検討部会

6年制教育の趣旨を踏まえた新たな薬剤師国家試験制度等を審議するために設置。

(6) 薬剤師国家試験出題基準改定部会

薬剤師国家試験の出題基準改定について審議するために設置。

医道審議会死体解剖資格審査分科会

1 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 活動状況

I. 平成19年8月10日（金）午後4時30分～午後6時15分

場 所：厚生労働省共用第8会議室（中央合同庁舎第5号館6階）

医師・歯科医師60名、医師・歯科医師以外の者6名の死体解剖資格認定について諮問がなされ、審議の結果、医師・歯科医師56名、医師・歯科医師以外の者5名に対して認定を行う旨の答申がなされた。

II. 諮問：平成20年2月27日（水） 答申：平成20年3月13日（木）

医師・歯科医師55名、医師・歯科医師以外の者9名の死体解剖資格認定について諮問がなされ、書類による審議の結果、医師・歯科医師55名、医師・歯科医師以外の者6名に対して認定を行う旨の答申がなされた。

III. 諮問：平成20年11月5日（水） 答申：平成20年11月21日（金）

医師・歯科医師72名、医師・歯科医師以外の者4名の死体解剖資格認定について諮問がなされ、書類による審議の結果、医師・歯科医師69名、医師・歯科医師以外の者4名に対して認定を行う旨の答申がなされた。